

ライフステージひびき 指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社ライフステージが開設するライフステージひびき（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態などにある高齢者に対し、適正な介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮し、住み慣れた居住地で生活できるように援助を行う。要介護者等の心身の状況、環境に応じて、要介護者等の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが公正・中立、総合的かつ効率的に提供されるよう援助する。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 特定事業所加算Ⅱを取得し、事業所全体の資質向上を常に図る。
- (4) 地域包括支援センターから支援困難なケースを紹介された場合においても、断ることなく居宅介護支援を提供する。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ライフステージひびき
- (2) 所在地 東京都足立区千住三丁目7番地 平松HMビル201号

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

管理者 主任介護支援専門員 1名

- (1) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 管理者は、介護支援専門員等に居宅介護支援事業者指定基準の運営に関する基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

員数

(主任) 介護支援専門員 7名（常勤職員・専従）

介護支援専門員

(主任) 介護支援専門員は、事業所への居宅介護支援の利用申し込みに対し、指定居宅介護支援の援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、祝祭日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し利用者及びその家族に面接し、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービス内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整を行う。

利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜を図る。

(課題分析について使用する課題分析票は、基本的には「標準課題分析項目」を満たした自社方式とするが、その他の方式も適宜使用する。

- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、1ヶ月に1回以上利用者の居宅を訪問することにより利用者の課題把握及びモニタリングを行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図る。
- (4) 介護支援専門員はやむを得ない理由がある場合を除き、利用者の自宅においてサービス担当者会議を開催して担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- (5) 介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに相談に応じる。
- (6) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と必要な情報を提供する等の連携を図る。また、指定介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、居宅介護支援業務が適正に実施できるよう配慮する。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとする。 当該指定居宅介護支援

が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、公共の交通機関を利用するものとして、その実費を徴収する。

費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に事前に説明した上で、同意を得ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 介護支援専門員は、居宅介護支援を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、足立区の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業者は、介護支援専門員の質的向上を図るため、年間研修計画に基づいて研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 継続研修 年5回以上

利用者情報・サービス提供上の留意事項等の伝達を目的とした会議の定期的な開催を週1回以上開催する。

(2) 従業者は職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社ライフステージ本部と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)

2 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

(2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

平成18年 4月1日より一部改定

平成19年12月1日より一部改定

平成20年 1月1日より一部改定

平成21年 3月1日より一部改定

平成22年6月21日より一部改定

平成22年10月1日より一部改定

平成24年 4月1日より一部改定

平成25年 4月1日より一部改正

平成26年 4月1日より一部改定

平成30年 2月13日より一部改定

平成30年 5月1日より一部改定

令和3年4月1日より一部改定

令和5年4月1日より一部改定

令和6年4月1日より一部改定

ライフステージひびき